平成24年

特定テーマ調査報告書

特定テーマ

- 1 総合スポーツゾーンの全体構想について
- 2 税収等歳入の確保について

平成24年11月 県政経営委員会

目 次

1	はじめに	1
Π	委員会の活動状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
Ш		
	1 現状と課題	
	(1) 総合スポーツゾーンの概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2) 総合スポーツゾーンに整備する施設	4
	2 提言	
	(1) 総合スポーツゾーンの基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(2) 施設整備の方向性	
	(3) 交通対策及び周辺地域への配慮	9
	(4) 既存施設のあり方	9
	(5) 宇都宮市との連携	9
IV	税収等歳入の確保について	10
	1 現状	10
	(1) 県税収入について	10
	(2) ネーミングライツについて	11
	2 課題	12
	(1) 県税収入について	12
	(2) ネーミングライツについて	13
	3 提言	13
	(1) 県税収入について	13
	ア 積極的な収入確保対策の実施	
	イ 滞納を未然に防止するための取組	
	ウ 税収増加につながる取組の実施	
	(2) ネーミングライツについて	15
V	おわりに	16
VI	委員会名簿	17
VII	調査関係部課	17

I はじめに

スポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に大きく寄与するものであり、県民 一人ひとりがそれぞれの目的やライフステージに応じてスポーツに親しむことができる 環境の整備が必要とされている。

県は、宇都宮市西川田の栃木県総合運動公園と隣接する元競馬場、元運転免許試験場敷地等を対象に、総合スポーツゾーンの整備を計画しており、平成22年度から2か年にわたり実施した「総合スポーツゾーン整備運営手法検討業務」の結果を踏まえ、今年度から、総合スポーツゾーンの整備を進める上で基本となる方針や整備形態、施設の規模・機能、配置、交通計画などを定める「総合スポーツゾーンの全体構想」の策定に着手した。

総合スポーツゾーンは、県民総スポーツの推進拠点として重要な役割を担うものであり、 生涯スポーツの推進をはじめ、様々な観点から本県にとって最も望ましい整備のあり方を 検討していく必要がある。

一方、地方分権の一層の進展により、自主的・主体的な行財政運営が可能になる中にあって、県民満足度の高い県政を行うためには、安定的な歳入の確保が必要不可欠である。そうした中、本県の歳入に大きなウェイトを占める県税収入は、収入未済額が平成20年度から平成23年度までの4か年において、毎年度100億円を超えている状況にあり、滞納を未然に防止するとともに、収入未済額を圧縮することが、県税収入を確保する上で、大きな課題となっている。

また、税外収入についても、県有財産の売却や貸付、ネーミングライツの導入等を行なっているが、より一層の歳入確保に向け、今後とも、積極的に取り組む必要がある。

このため、本委員会においては、「総合スポーツゾーンの全体構想」、「税収等歳入の確保」の2つを特定テーマに選定し、現地調査や専門家との意見交換など、様々な角度から調査研究を行ってきた。

この報告書は、こうした本委員会の調査・研究活動の結果を取りまとめたものである。

Ⅱ 委員会の活動状況

1 平成24年4月19日(木)

- (1) 特定テーマについて協議を行い、調査研究テーマを決定した。
 - ・ 総合スポーツゾーンの全体構想について
 - ・ 税収等歳入の確保について
- (2) 各テーマの概要説明を受け、質疑を行った。
- (3) 年間活動計画を決定した。

2 平成 24 年 5 月 23 日 (水)

- (1) 県税収入の確保及びネーミングライツについて説明を受け、質疑を行った。
- (2) 総合スポーツゾーンの全体構想に係る現地調査を行った。
 - 県総合運動公園、元競馬場及び元運転免許試験場
- (3) 総合スポーツゾーン整備の進め方及び全体構想に係る全体スケジュールなどについて説明を受け、質疑を行った。

3 平成24年7月3日(火)

○ 執行部(関係課室長)に対する事前通告制による質疑を行った。

4 平成24年7月19日(木)~20日(金)

○ 岡山県及び兵庫県において県外調査を行った。

調査事項

- ・ 岡山県総合グラウンドの整備状況
- 兵庫県三木総合防災公園の整備状況

5 平成24年8月22日(水)

(1) ネーミングライツ対象施設の募集条件の見直し等について説明を受け、質疑を行った。

- (2) 総合スポーツゾーンの全体構想について参考人から意見聴取を行った。
 - ・ 公益財団法人栃木県体育協会 小曽戸和彦参事 「大会運営や競技力向上の観点から総合スポーツゾーンに求める もの」
 - ・ 宇都宮大学工学部 森本章倫教授 「総合スポーツゾーン周辺の交通計画の検討に当たって着目する点」
 - ・ 白鷗大学教育学部 藤井和彦准教授 「県民総スポーツの推進拠点としての総合スポーツゾーンの役割」

6 平成24年9月13日(木)

○ 総合スポーツゾーンの全体構想について、防災及び障害者スポーツ推 進に関して説明を受け、質疑を行った。

7 平成 24 年 10 月 9 日 (火)

- (1) 総合スポーツゾーン全体構想について、県内スポーツ施設の現状と 課題に関して説明を受け、質疑を行った。
- (2) 報告書(骨子案)の検討を行った。

8 平成 24 年 11 月 28 日 (水)

○ 報告書(全体案)の検討を行った。

Ⅲ 総合スポーツゾーンの全体構想について

1 現状と課題

(1) 総合スポーツゾーンの概要

総合スポーツゾーンは、栃木県総合運動公園(以下「総合運動公園」という。) と隣接する元競馬場及び周辺の県有地(元運転免許試験場、栃木県警察機動センター等)を含む合計約75haを対象区域とし、体育館(武道場及び弓道場を含む。)、陸上競技場及びサッカー場(陸上競技場との兼用も含む。)を整備するものである。

【総合運動公園】

宇都宮市中心部から南へ約9kmに位置し、昭和23年から整備が開始され、昭和27年度末に32haでオープンした。その後、昭和55年の「第35回国民体育大会」(以下「栃の葉国体」という。)の開催に合わせて、50haに拡張されるとともに、施設の再整備が行われた。県内唯一の第1種公認陸上競技場をはじめ、多種多様な公共スポーツ施設が集積している。

【元競馬場‧元運転免許試験場】

元競馬場は、総合スポーツゾーンの整備までの間、暫定的に一部が芝生広場等として整備され、グランドゴルフやソフトボール等の団体利用や一般利用に供されている。元運転免許試験場は、元競馬場とともに、高校野球などの大規模大会の開催時に、臨時駐車場として活用されている。

(2) 総合スポーツゾーンに整備する施設

総合スポーツゾーンに整備する体育館、陸上競技場及びサッカー場の現状と課題 は次のとおりである。

【栃木県体育館】

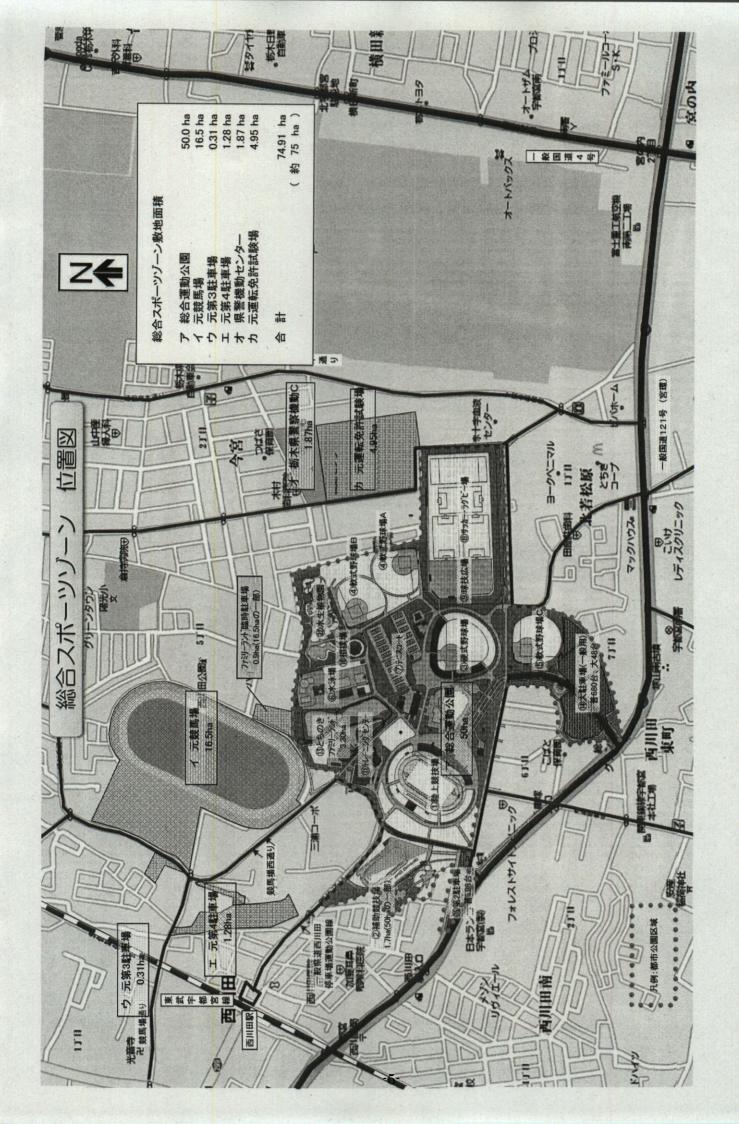
本館及び別館は昭和40年、プール館は昭和47年、武道館及び弓道場は昭和52年に 建設された。いずれの施設も老朽化が著しく、本館や武道館に練習場となるアリー ナがないなど、大規模な大会開催に支障を来している。

【総合運動公園陸上競技場】

昭和53年に建設され、「栃の葉国体」のメイン会場として利用されたが、老朽化が進んでいる。県内唯一の第1種公認陸上競技場(第1種B認定)であるが、補助競技場が第4種公認陸上競技場(走路一周300m)のため、今後の第1種公認陸上競技場(補助競技場が第3種公認陸上競技場であることが必須)としての公認更新が課題となっている。

【栃木県グリーンスタジアム】

平成5年に宇都宮市街地開発組合によりサッカー・ラクビー場として建設された後、県に寄贈された施設で、平成18年から栃木SCのホームスタジアムになっている。 Jリーグ基準に対応するため、平成20年度から順次、バックスタンドの固定席化や得点掲示板の大型映像装置化などの改修を実施してきているが、将来のJリーグ基準の変更(必須条件の拡大)への対応が懸念されている。



2 提言

(1) 総合スポーツゾーンの基本的な考え方

国民体育大会(以下「国体」という。)等の全国規模の大会を視野に入れるとともに、今後、数十年にわたり県民総スポーツの推進拠点として利用することを念頭において、総合スポーツゾーンの基本的な考え方を提言する。

ア 生涯スポーツの推進

県民のスポーツや健康への関心が高まっている中、県民一人ひとりが、いつでも、どこでも、それぞれの体力や年齢、能力や目的に応じて、生涯を通じて気軽にスポーツができる環境づくりが求められている。

このため、子どもから高齢者、障害者を含め、県民誰もがスポーツ活動やスポーツ観戦を楽しみ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを送ることができるよう、生涯スポーツの推進拠点として整備すべきである。

また、障害の有無、年齢、性別等に関わらず多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、利用者の利便性や快適性に配慮した施設とすべきである。

さらには、スポーツを通じた県民の健康づくりに資する施設とすべきである。

イ 競技力の向上

競技力の向上については、(公財) 栃木県体育協会が中心となり、ジュニア期から社会人までの選手強化を図る「プロジェクトVロード事業」の展開などにより、一定の成果が挙げられているが、更なる競技力の向上を図るための拠点としての整備が期待されている。

このため、単に大規模大会の実施会場としての施設にとどまらず、専門的なトレーニング機能のほか、合宿機能、各種団体が連携できる機能等を併せて整備するなど、長期的な視点に立って、競技者や指導者の養成を支援する環境整備を検討すべきである。

ウ プロスポーツへの対応

プロスポーツは、多くの人々に親しまれており、スポーツへの興味・関心を高め、スポーツの裾野を広げる役割を果たしている。

また、サッカーやバスケットボールなど、多彩なプロスポーツのチームが本県 を本拠地として活動しており、こうした存在は、県民に夢や希望、感動を与える とともに、活力ある地域づくりに貢献している。

このため、プロスポーツの試合が開催でき、快適に観戦できるよう、施設の規模・機能について十分に配慮すべきである。

エ 多目的利用の促進

近年、「するスポーツ」、「観るスポーツ」に加え、「支えるスポーツ」への関心が高まるなど、県民のスポーツニーズは多様化してきており、競技スポーツからグランドゴルフやインディアカなど、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツに至るまで、多種多様なスポーツ活動に対応できる施設整備が求められている。

また、総合スポーツゾーンに整備する施設は、県民共有の財産であり、より多くの県民に利用されることが望まれる。

このため、様々なスポーツニーズに対応した施設機能の充実を図ることはもとより、スポーツによる利用以外にも、コンサートや式典などの各種イベントの開催に対応した、多目的に利用できる施設とすべきである。

オ 環境への配慮や周辺のまちづくりとの整合

地球温暖化やエネルギー問題など、環境問題への関心が高まる中、特に、公共施設の整備に当たっては、環境負荷の低減等への対応が求められている。

このため、地球環境にやさしい太陽光発電や雨水の有効活用を図るなど、環境 に配慮した施設とすべきである。

また、周辺の生活環境や景観に十分配慮するとともに、まちづくりとの整合を 図るべきである。

カ 防災機能の強化

東日本大震災等を踏まえ、県では、平成24年10月1日に栃木県地域防災計画を 見直したところであり、県全体として災害に強い地域づくりを進めているところ である。

現総合運動公園は、栃木県地域防災計画において、大規模震災発生時に被災地に届ける物資の輸送・集積の拠点となる「広域災害対策活動拠点」及び臨時ヘリポートとなる「緊急離着陸場」として位置付けられている。

この総合運動公園を含む総合スポーツゾーンは、県央部に位置する約75haの敷地面積を有し、高速道路に容易にアクセスが可能であることや、陸上自衛隊北宇都宮駐屯地の隣接地であることなど、多くの地理的優位性がある。

このため、県地域防災計画との整合を図りながら、防災機能の強化について、 積極的に検討すべきである。

(2) 施設整備の方向性

上記の「総合スポーツゾーンの基本的な考え方」を十分に踏まえ、施設の整備形態や施設の規模・機能、配置等を検討すべきである。

ア 整備形態

体育館は、武道場及び弓道場を含めて「新築」とする。

陸上競技場は、本県スポーツ施設のシンボルであり、県内唯一の第1種公認陸 上競技場であること、また、今後長年にわたり、県内外の多くの利用者に供され る施設であることから、現施設の改築ではなく、「新築」とすべきである。

補助競技場は、第3種公認陸上競技場とすることが必須であり、現在地では改修が困難である。財政負担の軽減を考慮し、現陸上競技場を「改修」して活用することを検討すること。

サッカー場は、施設の稼働率や施設整備費・維持管理費を含めたトータルコスト等を考慮し、陸上競技場との「兼用」とすることが望ましい。

イ 施設の規模・機能

国体等の全国規模の大会開催を前提とし、各種の施設基準を満たす施設とすることはもとより、他県の先進事例や県内プロスポーツの状況を十分に勘案して、 適正な規模・機能を確保する必要がある。

体育館及び武道場は、大会運営上、サブアリーナとサブの武道場の設置が不可 欠であり、併せて、大規模な大会やプロスポーツの試合が開催できる競技面数や 観客席数等を確保する必要がある。

陸上競技場・サッカー場については、第1種公認陸上競技場及びJリーグ基準 を満たす規模・機能が必要である。

ウ施設配置

総合運動公園は、毎年60~70万人の方々に利用されている施設であることから、 新たに整備する施設の配置については、既存施設も含めて、利用者の安全性の確 保や利便性に配慮する必要がある。

また、プロスポーツやイベント開催時等には、多くの観客が来場することから、 施設周辺に十分なオープンスペースを確保するとともに、利用者の動線を考慮し た施設配置を検討する必要がある。

さらに、周辺地域において交通混雑が極力発生しないよう、施設の分散配置や 適切な駐車場配置について検討する必要がある。

工 整備運営手法

「総合スポーツゾーン整備運営手法検討業務」の結果では、民間活力の導入について、陸上競技場等のスタジアムは、天候等のリスクや活用の用途に制約があるが、体育館は民間ノウハウが発揮しやすいなどの優位性があることが示されている。

これらの結果を踏まえるとともに、他県の先進事例を参考としつつ、財政負担や整備にかかる期間などを総合的に勘案し、本県にとって望ましい整備運営手法を選択すべきである。

(3) 交通対策及び周辺地域への配慮

ア 交通対策

総合運動公園の周辺では、現在でも時間帯により交通が混雑する状況にあり、 新たな施設の整備により、更なる交通混雑が発生することが懸念される。

そこで、交通対策については、効果的にインフラ整備を行うとともに、自動車 交通のみに頼らないとの考えに立ち、徒歩や自転車利用のための環境整備をはじ め、既存の公共交通の拡充等の様々な交通手段の確保など、宇都宮市と十分な連 携を図りながら検討すべきである。

さらには、平常時とは別に、大規模なイベント開催時は、交通拠点からのシャトルバスやパークアンドバスライドなど、あらゆる方法を視野に入れ、周辺地域に配慮した交通対策を検討するとともに、周辺市町も含めた、より広域的な交通対策についても検討すべきである。

イ 周辺地域への配慮

総合スポーツゾーンの整備に当たっては、周辺の生活環境の保持に配慮することが重要であり、騒音や振動、電波障害や日照阻害、夜間照明の漏れ光など、周辺に与える影響が最小限となるよう検討するとともに、地域住民の日常的な利用にも配慮する必要がある。

(4) 既存施設のあり方

総合スポーツゾーン内の既存施設については、将来の国体等の開催を見据え、県 内スポーツ施設の現状と課題を踏まえながら、整備の方向性を検討する必要がある。

(5) 宇都宮市との連携

総合スポーツゾーンの整備・運営が円滑に進められるよう、地元宇都宮市とは、 周辺道路の整備や交通対策はもとより、まちづくりなど、新たな視点も含めて様々 な分野で連携・調整を図る必要がある。

IV 税収等歳入の確保について

1 現状

(1) 県税収入について

本県の県税収入未済額は、平成19年度の所得税から個人住民税への税源移譲後大幅に増加し、平成20年度以降は4年連続して100億円を超える状況にある。

なかでも、収入未済額の7割を個人県民税が占めていることから、個人県民税の収入確保が極めて重要となっている。

また、個人県民税以外の税目の収入確保についても、収入未済額は30億円を超えており、その縮減を図る必要がある。

ここでは、県税収入の確保対策の現状について、個人県民税における対策と個人県民税以外の税目における対策に分けて記載することとする。

区 公		個人県民税の 占める割合		
区分	個人県民税 A	個人県民税 以外の税目 B	O 合 合	(%) A∕C
平成18年度	3,612,036	4,720,979	8,333,015	43.3
平成19年度	5,021,471	4,535,815	9,557,286	52.5
平成20年度	5,816,379	4,305,965	10,122,344	57.5
平成21年度	6,887,990	3,270,392	10,158,382	67.8
平成22年度	7,014,390	3,250,969	10,265,359	68.3
平成23年度	7,098,300	3,035,610	10,133,910	70.0

【表1】県税収入未済額に占める個人県民税の状況

ア 個人県民税の収入確保対策について

個人県民税は、個人市町村民税と併せて市町村が賦課・徴収を行うことから、 県では、平成19年度の税源移譲に際し、栃木県地方税徴収特別対策室(以下「対 策室」という。)を設置するとともに、県と全市町で構成する栃木県地方税滞納 整理推進機構(以下「機構」という。)を設立するなど、個人住民税を中心とす る市町村税の収入確保と市町徴収職員の人材育成を図る取組を全ての市町と協 働で行ってきた。

また、県税事務所においても、市町において滞納となった個人住民税を、地方税法第 48 条の規定により引き継いで徴収にあたるとともに、県税事務所職員を市町職員に併任しての徴収支援や共同催告など、平成 20 年度以降、市町との協働での取組を強化してきた。

こうした取組により、これまで対策室に市町から派遣された徴収職員数は延べ171名(平成24年度派遣26名を含む。)となり、また、市町における平成23年度の差押件数(速報値)は平成18年度と比べると約2.9倍に増加するなど、市町の徴収技術は向上してきた。

また、対策室における徴収実績は、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間で約 160 億円となり、年平均 30 億円を超えている。

【表2】地方税徴収特別対策室における徴収実績等

区分		H19	H20	H21	H22	H23	累計
市町派遣職	市町派遣職員(人)		32	30	30	27	145
	個人住民税	811	853	846	943	703	4,156
坐長 나는 호흡	その他の税	2,671	2,637	2,493	2,447	1,960	12,208
徴収額 (百万円)	合 計	3,482	3,490	3,339	3,390	2,663	16,364
	うち個人県民 税相当額	324	341	338	377	281	1,661

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23 (速報値)	H23の対H18 伸長率
市町における差押件数	1 3 803	5,896	6,145	7,124	9,823	11,102	約2.9倍

しかしながら、対策室や県税事務所による積極的な市町支援にもかかわらず、 税源移譲の影響もあり、平成 18 年度と比べて、個人県民税の収入未済額は大幅 に増加するとともに、県税収入未済額に占める割合も年々増加して、平成 23 年 度には7割に至っている。また、個人県民税の徴収率の全国順位も 46 位と低迷 している状況にある。

さらに、対策室における収入確保の取組についても、約 160 億円の徴収額のうち、県の収入となる個人県民税の徴収額は約 17 億円にとどまっているという現状である。

加えて、滞納を未然に防ぐため、県では、これまで市町と協働で特別徴収未実施事業所に対する切替指導を実施するなど、個人住民税の特別徴収制度の推進に取り組んできたところであるが、本県における給与所得者の特別徴収の実施状況は、平成23年度で67.2%と全国平均の71.9%と比べて4.7ポイント低い状況にある。

イ 個人県民税以外の県税の収入確保対策について

個人県民税以外の県税の収入確保対策については、県税事務所による積極的な財産調査と差押え等の滞納処分により、収入未済額の縮減が図られている。

しかし、徴収率に関しては近年全国順位が急激に低下し、平成 18 年度の 33 位 から、平成 23 年度は 44 位と低迷している。

この低迷要因のひとつには、県税事務所の本来の業務に加えて、市町支援業務が拡大・強化したことが影響していると考えられる。

(2) ネーミングライツについて

県では、税収以外の自主財源確保を目的として、平成18年度からネーミングライツ制度を導入しており、平成19年1月、栃木県総合文化センターをはじめとする4施設でネーミングライツパートナーの募集を開始した。

その後、平成19年7月に、4施設の価格見直しとともに対象施設を6施設追加し

て募集を行った結果、栃木県子ども総合科学館(わくわくグランディ科学ランド) についてパートナー契約を締結している。

また、平成23年度からは、県有施設以外にも対象を拡大し、マロニエ県庁コンサートにネーミングライツを導入している。

【表3】ネーミングライツ契約施設等

(H24.4.1 現在)

呼称 パートナー企業		契約額(年額)	契約期間	
わくわくグランディ科学ランド	ガニンご ハトコ (性)	2,000万円 (税込)	5年間(H20.4~H25.3)	
(栃木県子ども総合科学館)	グランディハウス(株)	2,000万円 (枕込)		
あしぎんマロニエ県庁コンサート	- (株)足利銀行	31万円(税込)	2年間(H23.4~H25.3)	
(マロニエ県庁コンサート)			※1年契約を継続	

【表4】ネーミングライツ募集施設

(H24.4.1 現在)

施設名	価格 (年額)	期間	備考	
栃木県総合文化センター	5,000万円以上			
栃木県立宇都宮産業展示館	2,500万円以上		H19.1募集開始	
栃木県なかがわ水遊園	2,000万円以上			
とちぎ花センター	1,200万円以上			
栃木県とちぎわんぱく公園	2,500万円以上 5年間			
栃木県立日光霧降アイスアリーナ	500万円以上		H19.7募集開始	
栃木県立県北体育館	500万円以上			
栃木県立県南体育館	1,000万円以上			
栃木県立温水プール館	300万円以上			

2 課題

(1) 県税収入について

これまで述べた県税収入の確保を図るための様々な取組の現状を踏まえ、個人県民税における課題と個人県民税以外の税目における課題に分けて記載することとする。

ア 個人県民税の収入確保対策について

県税収入の確保を図るためには、まず、収入未済額の7割を占めている個人県 民税の未済額を縮減すべきであり、その積極的な収入確保対策の推進を図ること が最重要課題である。

また、これまでの対策室における徴収支援においては、徴収額のうち県の収入となる個人県民税の割合が1割程度と低い状況にあることから、今後の市町との協働の取組における体制やその内容については、個人県民税の収入確保を念頭においた対応を図っていくべきである。

さらに、個人県民税の滞納を未然に防止し、その収入確保を図るためにも、個 人住民税の特別徴収の比率を高めることが課題となっている。

イ 個人県民税以外の県税の収入確保対策について

個人県民税以外の県税についても、収入未済額の縮減を図る積極的な取組の推

進が必要となっている。

なかでも、個人県民税以外の県税の滞納案件の処理に専念できる県税事務所の 体制の整備や県税事務所の徴収職員の一層の徴収技術の向上を図る取組など、県 全体の徴収力の向上を図ることが課題となっている。

(2) ネーミングライツについて

県有施設のネーミングライツについては、平成19年7月以降、継続して募集を実施してきたところであるが、対象施設10施設のうち9施設について応募がない状況が続いている。

厳しい経済情勢の中、企業からの新たな応募を増やし、契約につなげることが課題となっている。

3 提言

(1) 県税収入について

ここまで述べてきた県税収入の確保の現状とその課題を踏まえて、さらなる県税収入の確保を図るための取組について、以下のとおり提言する。

ア 積極的な収入確保対策の実施

(ア) 市町との協働の取組の積極的な実施

県税収入の確保を図るためには、まず、収入未済額の7割を占める個人県民税の対策を中心に積極的な取組を実施する必要がある。

個人県民税は、個人市町村民税と併せて市町村が賦課・徴収していることから、県は、平成19年度以降、対策室を設置するなど、市町と連携して、個人住民税を中心とする市町村税の収入確保と市町の徴収技術の向上を図ってきたところであり、市町においてもその成果は着実に上がっている。

今後は、これまでの実績を有効に活用しながら、市町徴収職員の派遣受入れ や併任支援などの市町との連携を一層密にして、個人県民税の収入確保を図る 取組を積極的に実施していく必要がある。

(イ) 新たな協働徴収体制の整備

個人県民税の収入確保を図るためには、これまで市町村税の徴収支援を行ってきた対策室に替わって、より効果的に県税収入の確保を図ることのできる新たな徴収体制を整備する必要がある。

この新たな体制においては、地方税法第48条による市町からの個人住民税の 徴収引継ぎを業務の中心とするなど、県税事務所における専門的な知識と経験 を有効に活用できる組織とするべきである。

また、これまで機構を中心に市町との協働の取組を推進してきたところであるが、今後、市町との一層の連携を図るためには、より強力な協働徴収の体制整備についても、市町の意見を踏まえ、機構の中で検討していくことも望まれる。

(ウ) 県税事務所の徴収体制の強化と積極的な滞納処分の執行

個人県民税以外の県税についても、県税事務所の徴収体制を強化することにより、収入未済額の縮減に取り組むとともに、徴収率の向上を図る必要がある。 そのためには、県税事務所の徴収部門は、個人県民税を除いた本来の県税の 徴収業務に専念できる体制とすべきである。

その上で、滞納案件については、捜索等の財産調査を早期に着手し、財産や給与の差押えなどの滞納処分を、引き続き積極的に執行していく必要がある。

さらに、厳正な財産調査を実施した上で、徴収不能な案件については、執行停止などの不良債権処理を推進することにより、大口・悪質滞納などの徴収困難案件への対応に集中的に取り組むなどして、県税全体の徴収率の向上を図っていくことも必要である。

(エ) 県全体の徴収力の強化

県税事務所職員一人ひとりが、本県の徴収率が全国低位にあるという厳しい 現状を認識した上で、徴収目標の設定やその進行管理について、改めて徹底を 図ることにより、県税事務所自体の徴収力を強化していくべきである。

また、徴収技術の向上に継続的に取り組むことが重要であることから、賦課・徴収に関する専門的な研修についても、経験年数に応じたきめ細かな研修を引き続き実施していくほか、外部団体主催の事例研修などにも積極的に参加するなど、徴収職員としてのスキルアップに努めていく必要がある。

一方、市町の徴収職員に対しても、これらの研修に広く参加を呼びかけることにより、県全体の徴収力の強化に努めていくべきである。

悪質な滞納者に対しては、税負担の公平性を確保するためにも、滞納は決して許さないといった毅然とした対応が必要であるとともに、必要に応じて、警察などの関係機関とも緊密に連携を図っていくことが、これまで以上に重要である。

イ 滞納を未然に防止するための取組

これまで述べてきた県税収入未済額の縮減を図る取組を積極的に実施していくとともに、滞納を未然に防止する取組も、県税収入の確保を図るためには重要である。

なかでも、給与所得者に係る個人住民税の特別徴収制度は、地方税法に定められた事業者の義務であるとともに、給与所得者にとっても1回当たりの納税の負担が軽減されるなどのメリットがあることから、その積極的な推進を図る取組が必要である。

特別徴収制度の推進については、市町が積極的に取り組むことができるよう、市町との連携に努めながら、特別徴収未実施事業所に対する切替指導など、特別徴収の比率を高めるための協働の取組を継続的に実施していくべきである。

また、税理士会や法人会といった関係機関の協力を得ながら、積極的な広報活動を行って特別徴収制度の推進に係る機運の醸成を図ることにより、特別徴収制度の着実な推進を図っていかなければならない。

さらに、滞納を未然に防止する取組として、口座振替制度の一層の推進やコン ビニエンスストアでの納税等の納税環境の整備について引き続き検討していく ことが必要である。

ウ 税収増加につながる取組の実施

県税収入の増大を図るためには、法人二税(法人県民税、法人事業税)の増加が大きな役割を担っていることから、新たな進出企業の誘致や既存企業の本社機能の誘致など、税収増を図る積極的な取組を行っていく必要がある。

それとともに、地方税収の確保につながる税制改革に関する要望など、地方の 自主性と自立性を高める観点から、引き続き国に対する働きかけを行っていくべ きである。

(2) ネーミングライツについて

県では、本年8月に、価格、契約年数等の募集条件の見直しや対象施設の追加について、下記のとおり実施したところであるが、募集に当たっては、引き続き十分な周知を行うなど、一層の販売促進に努めるべきである。

また、橋梁や歩道橋などの公共土木施設や、マロニエ県庁コンサート以外のソフト事業へのネーミングライツの導入可能性についても、他県等の動向も勘案しながら検討すべきである。

【表 5】	見直し後の募集施設及び募集条件
140 0 1	

	価格(年額	頁・税込)	
施設	改定前 (最低募集価格)	改定後 (希望価格)	主な条件
栃木県総合文化センター	5,000万円	4,000万円	
栃木県子ども総合科学館	2,000万円	1,800万円	
栃木県立宇都宮産業展示館	2,500万円	1,700万円	「マロニエ」を使用すること
栃木県なかがわ水遊園	2,000万円	1,600万円	「なかがわ」を使用すること
とちぎ花センター	1,200万円	950万円	
栃木県とちぎわんぱく公園	2,500万円	1,700万円	「わんぱく公園」を使用すること
栃木県立日光霧降アイスアリーナ	500万円	350万円	「日光霧降」を使用すること
栃木県立県北体育館	500万円	350万円	
栃木県立県南体育館	1,000万円	700万円	
栃木県立温水プール館	300万円	200万円	
栃木県グリーンスタジアム	_	2,000万円	
一万人プール(栃木県井頭公園)	_	300万円	「一万人プール」を使用すること

(平成24年度の見直しの内容)

- ・ 全施設の価格の引下げ
- ・ 価格を「最低募集価格」から「希望価格」に改め、県の希望価格に満たない申込みであっても、総合評価により契約の是非を検討
- ・ 契約年数を「5年」から「3年以上」に短縮
- ・ パートナー企業に次期契約更新の優先交渉権を付与
- 対象施設の追加(栃木県グリーンスタジアム、一万人プール)

V おわりに

本委員会では、県民総スポーツの推進拠点となる総合スポーツゾーンの全体構想及び 県民満足度の高い県政運営に必要となる安定的な歳入の確保について調査研究を行って きた。

総合スポーツゾーンの全体構想の策定に当たっては、国体等への対応、生涯スポーツの推進、競技力の向上、防災機能の強化、交通対策及び周辺地域への配慮など、様々な観点から十分な検討を行い、県民誰もが、ふれあい、楽しめ、誇れる施設として整備することが重要である。

また、本県のスポーツ施設は、昭和55年に開催した「栃の葉国体」を機にその多くが整備され、これまで、県内のスポーツ振興に大きな役割を果たしてきたところである。 あわせて、各市町においても、地域に根ざした施設の整備を進め、多様なスポーツニーズに対応している。

しかしながら、「栃の葉国体」の開催から 30 年以上が経過し、各施設の老朽化が進んでいることや、施設基準の変更などにより、大規模大会の開催に支障を来たしている。

今後は、これらの課題を踏まえるとともに、将来の国体等の開催を見据え、県と市町の役割分担について十分な調整を図りながら、県内スポーツ施設のあり方について検討を進める必要がある。

税収の確保については、市町との協働の取組を引き続き行い、個人県民税などの収入 確保対策を図ること、滞納を未然に防止するための取組を積極的に行うことや悪質滞納 案件への毅然とした対応により税負担の公平性の確保に努めることが重要である。

また、ネーミングライツをはじめとする税外収入の確保策についても、引き続き積極的に取り組むことが必要である。

執行部におかれては、本報告書に盛り込まれた検討結果を、総合スポーツゾーンの全体構想の策定及び税収等歳入の確保に十分反映されるよう望むものである。

そのためには、県議会としても、必要な支援や協力を惜しむものではないことを申し 添え、本委員会の報告とする。

VI 県政経営委員会委員名簿

委員長 五十嵐 清 副委員長 若 林 和 雄 委員 齋 藤 淳一郎 委 員 恒 夫 山口 増 渕 三津男 委 員 委 員 一木弘司 委員 五月女 裕久彦 委 員 花塚隆志 委 員 梶 克 之

VII 調查関係課室等

総合政策部 総合政策課

経営管理部 財政課

行政改革推進室

管財課 税務課

地方税徵収特別対策室

 県民生活部
 消防防災課

 保健福祉部
 障害福祉課

 県土整備部
 都市整備課

公園事務所

教育委員会事務局 スポーツ振興課